

選挙告示

—平成20年2月4日—

役員・評議員・支部長の選挙

選挙管理会

現在の役員、評議員および支部長は、きたる平成20年5月に開催される通常総会で任期満了になりますので、定款第20条、第28条および規則第32条ならびに規則第2章の規定にもとづき、次により選挙を施行します。

1. 選挙の種類

理事、地方本部区域毎の理事、監事、
評議員および支部長の通常選挙

2. 選出する役員、評議員および支部長の定数

理事 5人

地方本部区域毎の理事

各地方本部区域毎に 1人

監事 2人

評議員

各地方本部区域毎に次のとおりです。

関東 4人

東海 3人

関西 3人

中国 2人

四国 1人

九州 2人

東北 2人

北海道 1人

北陸 1人

信越 1人

支部長 各支部毎に 1人

3. 立候補締切りの日時

平成20年2月21日(木曜日)15時00分

(注1) (注2)

4. 候補者公表の方法

(1) 平成20年2月22日付をもって連盟事務局に告示を掲示

(2) 候補者氏名の掲載順序は、選挙管理会が抽選で決定

5. 投票締切りの日時

平成20年4月18日(金曜日)

18時00分(注1)

6. 開票の場所および日時

(1) 開票の場所

選挙の開票の場所は、次のとおりです。
連盟事務局3階会議室
(東京都豊島区巣鴨1-14-5)

(2) 開票の日時

理事・地方本部区域毎の理事、監事、
評議員および支部長選挙の開票の日時は、次のとおりです。

平成20年4月19日(土曜日)

9時30分から

平成20年4月20日(日曜日)まで

(注1) 立候補届は立候補締切りの日時までに、
また、投票は投票締切りの日時までに事務局に到着したものに限り受け付けます。

(注2) 立候補届を送付するときは、必ず配達証明郵便、書留郵便(簡易書留を除く。)または配達記録の残る宅配便でお送りください。

今年(平成 20 年)は、JARLの通常選挙の年にあたります。定款・規則に定められたとおり、理事、監事、評議員および支部長の任期は 2 年です。したがって、平成 20 年 5 月の通常総会で任期が満了となるので、後任の方を選出するため 4 月に選挙が行われます。選挙の要点をお知らせして会員の皆様のご理解を深めていただき、多くの方の立候補とすべての正員の方に投票をお願いする次第です。

1. 選挙の種類

今年の J A R L の選挙は、次のとおりです。

(1) 役員の選挙

① 理事(②の理事を除く。)および監事

全国の選挙権を有する正員(定款第 14 条第 1 項ただし書きの正員を含む。以下同じ。)によって、別に告示される数の理事および監事を選挙します。

② 地方本部区域毎の理事

各地方本部の区域を選挙区域とし、その区域内の選挙権を有する正員によって各区域毎に 1 人の理事を選挙します。

(2) 評議員の選挙

各地方本部の区域を選挙区域として、その区域内の選挙権を有する正員によって、各区域毎に定められた数の評議員を選挙します。

関東	4 人
東海	3 人
関西	3 人
中国	2 人
四国	1 人
九州	2 人
東北	2 人
北海道	1 人
北陸	1 人
信越	1 人

(3) 支部長の選挙

各支部の区域を選挙区域として、その区域内の選挙権を有する正員によって、各支部毎に 1 人の支部長を選挙します。

2. 選挙の管理

選挙の管理は、選挙管理会が行います。

3. 役員の職務

(1) 理事

理事は、連盟の業務について、法人である連盟を代表し、全員で理事会を構成するとともに、連盟の業務を遂行します。

理事会は、総会で決められたことに基づいて、連盟の業務執行に必要な方針、計画などを審議決定する

ところと

(2) 監事

監事は、連盟の財産の状況や理事の業務執行の状況などを監査する役目をもっています。

4. 評議員の職務

評議員は、地方本部区域ごとに定められた人数が選ばれ、全員で評議員会を構成、総会に提出する重要議案、理事会が必要と認めて諮問した事項などや、評議員会規定で決められたことを審理する役目をもっています。

5. 支部長の職務

支部長は、支部会員を把握して支部の業務をつかさどる役目を持っています。

6. 立候補の資格要件

今回の選挙に立候補しようとする方は、次の資格が備わっていないければなりません。

(1) 選挙告示のあった月の 7 日(平成 20 年 2 月 7 日)現在で満年齢 20 歳以上の日本国籍を有する個人であること。(昭和 63 年 2 月 7 日以前に生まれた方)

注: 社団は立候補することはできません。

(2) 平成 20 年 2 月 7 日現在の会員名簿に登録され、かつ、会費が納入されている正員であって、その日現在で引続き 3 年以上の正員歴を有する者であること。

(3) 選挙管理会管理者、選挙裁定会裁定員でないこと。

(4) 以上のほか立候補しようとする選挙の種別により、さらに次の要件が必要です。

① 理事(②の理事を除く。)および監事

正員 10 人以上の推薦があること。

② 地方本部区域毎の理事

当該地方本部区域内に住所を有する者であって、当該地方本部区域内に住所を有する正員 10 人以上の推薦があること。

③ 評議員

当該地方本部区域内に住所を有する者であって、当該地方本部区域内に住所を有する正員 5 人以上の推薦があること。

④ 支部長

当該支部区域内に住所を有する者であって、当該支部区域内に住所を有する正員 5 人以上の推薦があること。

7. 立候補の締切り

平成 20 年 2 月 21 日(木曜日) 15 時 00 分です。

8. 選挙権

投票を行うことができる資格は、平成 20 年 3 月 7 日現在の会員名簿に登録され、かつ、会費が納入されている正員で、個人、社団を問いません。

したがって、准員、家族会員、名誉会員(正員を兼ねるものを除く。)、賛助会員には、投票権はありません(被選挙権もありません。)。また、投票は選挙の種別毎に 1 人 1 票に限られています。

9. 投票

投票用紙は、3 月末頃に選挙権のある方に連盟から郵送します。

投票の締切りは、4 月 18 日(金曜日) 18 時 00 分です。その日時までに投票の宛先に到着しなければ無効です。

10. 立候補届等の用紙

立候補届、推薦書その他立候補に必要な書類の用紙は、連盟事務局に準備してありますので、お申し出ください。

11. 問い合わせ

原則として文書で、選挙管理会(連盟事務局内)にお問い合わせください。

選挙運動についてのご注意

選挙管理会

今年行われる選挙を公明・適正に行うため、選挙運動について次のとおりとしましたので、会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- (1) 選挙規程第 39 条の条文中「連盟の組織名並びに役名をもって、特定の候補者のための選挙運動をしてはならない。」とある「組織名」と「役名」の範囲は次のとおりです。

組織名：総会、理事会、評議員会、地方本部、支部、委員会

役名：役員（理事、監事、会長、副会長、専務理事）、評議員、顧問、
参与、委員長、地方本部長、会計監査、支部長、監査長、
会計幹事、地方本部で定めた幹事、支部で定めた監査指導委員長
および運営委員

ただし、立候補者が自分に関係のある組織名並びに役名をもって自分の選挙運動に使うことは差しつかえありません。

- (2) 選挙運動の期間は、立候補届出の日から投票締切りの日までとします。
- (3) 選挙運動については、選挙規程第 39 条の規定のほか、社会通念上、インターネット等の利用を含めた「選挙の公正を妨げる行為」特に他人の名誉き損、虚偽の事実の公表などで公正な選挙を妨げた場合は、処分の対象になることもありますのでご注意ください。